

平成 29 年度平塚湘風高等学校不祥事ゼロプログラム

管理運営グループ

神奈川県立平塚湘風高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立平塚湘風高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

また、総括教諭は、校長、副校長、教頭を補佐し、企画会議を通じてこれを推進する。

2 目標及び行動計画

(1) 平塚湘風高等学校全体としての目標及び行動計画

平塚湘風高等学校では、不祥事の未然防止を図るため、次に掲げる 10 項目を基本とし、県民の要請と期待に応えるため、職員全員が参加して継続的に実施、検証を行う。

(2) 平成 29 年度における基本 10 項目

平塚湘風高等学校では、次に掲げる 10 項目を平成 29 年度における基本項目とする。

- ① 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）
- ② わいせつ・セクハラ行為の防止
- ③ 体罰、不適切な指導の防止
- ④ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
- ⑤ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）
- ⑥ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- ⑦ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
- ⑧ 会計事務等の適正執行
- ⑨ 入学者選抜業務における事故防止
- ⑩ 教員経験の浅い職員（採用後 5 年以内）による不祥事防止

(3) 各基本項目の目標及び基本計画

- ① 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

担当：研究開発グループ

ア 目標

教育公務員として公務に携わることを自覚し、法令を遵守し、公務・公務外を問

わず県民から信頼される行動をとる。

イ 行動計画

- i 校内研修を行い、公務員としての自覚とモラルの向上、法令遵守、不祥事の発生原因となる行為及び県民の誤解や不信を招く恐れのある行為についての認識を深める。
- ii 職員相互のコミュニケーションを大事にし、風通しの良い職場作りを推進する。

② わいせつ・セクハラ行為の防止

担当：キャリア支援グループ

ア 目標

セクハラ・わいせつ行為等の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 全職員を対象にセクハラ研修会を実施する。
- ii 生徒に対するセクハラ・わいせつ行為等が発生しないように徹底する。
- iii 基本となる人権・人格の保護意識の涵養を図るように日常業務の中で啓発する。
- iv パワーハラスメントについての認識を深める。

③ 体罰、不適切な指導の防止

担当：活動支援グループ

ア 目標

生徒の人権を尊重した指導を行うとともに、生徒に対する体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 全期間を通して、新聞記事や職員啓発資料等を活用し、職員の意識啓発を図る。
- ii 全期間を通して、授業・部活動等のさまざまな局面で体罰や不適切な指導が発生しないように複数での対応や情報の共有化を徹底する。

④ 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

担当：学習支援グループ、キャリア支援グループ

ア 目標

教育公務員として適正に業務を執行し、ミスのない書類の作成・発行を行う。

イ 行動計画

成績処理業務、進路関係書類の作成及び点検業務の体制を確立することで、ミスを起こさないように注意喚起する。

⑤ 個人情報等の管理、情報セキュリティー対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

担当：学習支援グループ

ア 目標

個人情報の流出・漏洩を未然に防止し、個人情報の適正な管理・取扱いを厳守する。

イ 行動計画

- i 研修を実施し、個人情報保護についての教職員の理解を深める。
- ii 情報媒体（USBメモリなど）の管理の徹底を図るとともに、携帯電話やメール等における個人情報保護意識の徹底を図る。
- iii 紙媒体による個人情報についての事後処理の徹底を図る。

⑥ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

担当：生徒支援グループ

ア 目標

交通事故の発生を未然に防止するとともに、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 全期間を通して、交通法規にのっとった安全な交通手段の利用を徹底するように啓発する。
- ii 全期間を通して、飲酒をとまなう会合には自家用車で参加しない、参加した場合には絶対に飲酒しないことを徹底する。

⑦ 業務執行体制の適正化（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

担当：学習支援グループ

ア 目標

教育公務員として適正に業務を執行し、県民の要請・期待に応える。

イ 行動計画

- i 外部への配付文書、調査書や指導要録、定期試験等の校内点検業務の体制を確立し、複数による点検・確認の徹底を図り、ミスを起こさないように注意喚起する。
- ii 全期間を通して、丁寧な窓口対応、電話対応等を実践するとともに、保護者への適切な対応を徹底する。

⑧ 会計事務等の適正執行

担当：管理運営グループ

ア 目標

公費・私費会計の徴収・執行及び職場内の現金管理等に関する不祥事を、未然に防止する。

イ 行動計画

- i 年度当初に、所属全職員を対象に会計の執行に関する研修会を実施する。
- ii 備品の現物照合を行う。
- iii 私費会計を対象に中間会計監査を実施する。

⑨ 入学者選抜業務における事故防止

担当：入学者選抜委員会

ア 目標

志願者データ・答案等の処理に係る業務を適正に行う。

イ 行動計画

採点、データ入力等の体制を確立し、緊張感をもって業務にあたることのできるスケジュール管理を行う。

⑩ 教員経験の浅い職員（採用後5年以内）による不祥事防止

担当：各教科・各グループ・総括教諭・管理職

ア 目標

社会人・公務員としての自覚や不祥事を起こさない意識・行動の醸成、服務規律の確保を行う。

イ 行動計画

- i 管理職や同僚からの声かけの励行
- ii 相談体制の整備

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年12月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年1月中旬に補完措置を講ずる。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、次年度のプログラムに反映させる。